外国人住民の住基ネット運用について

2013年7月8日から、外国人住民の方についても住民基本台帳ネットワークシステムの運用が始まります。

住民基本台帳ネットワークシステムは、居住関係を公に証明する住民基本台帳をネットワーク化した全国共通の本人確認ができるシステムです。

外国人住民の方の住民票に住民票コードが記載され、7月8日以降に国富町から ご本人様宛に郵送で住民票コードを通知します。

これに伴い、住民基本台帳カードの交付を受けることができるようになります。

[詳しくは、下記総務省ホームページをご覧下さい。]

- 外国人住民に係る住民基本台帳制度について
- ●住基ネット・住基カードに関するリーフレット(日本語)
- ●住基ネット・住基カードに関するリーフレット(英語)
- ●住基ネット・住基カードに関するリーフレット(中国語簡体字)
- ●住基ネット・住基カードに関するリーフレット(中国語繁体字)
- ●住基ネット・住基カードに関するリーフレット(韓国語)
- ●住基ネット・住基カードに関するリーフレット(ポルトガル語)
- ●住基ネット・住基カードに関するリーフレット(スペイン語)
- ●外国人住民の方へ:住基ネットに関する FAQ
- ●外国人住民の方へ:住基カードに関する FAQ

【お問い合わせ先:町民生活課】

電話番号 0985-75-3816

メールアドレス choumin@town.kunitomi.miyazaki.jp